

立川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 28 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 80 号）及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 82 号）の施行による。

## 立川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

立川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年立川市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第 12 条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第 33 条の 10 第 1 項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第 17 条 ……略……</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条又は第 13 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第 12 条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第 33 条の 10 各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第 17 条 ……略……</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</p>
<p>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</p>	<p>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</p>
<p>乳幼児に対する健康診査</p>	<p>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</p>

3 及び 4 .....略.....

3 及び 4 .....略.....

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 17 条第 2 項の改正規定は、令和 7 年 9 月 16 日から適用する。